

## 組織的な学校事務の推進会議報告書（概要）

### 【はじめに】

教育を取り巻く環境が大きく変化する中、様々な課題に対応し、目標を達成するためには、学校の組織力向上を図るなど「力のある学校づくり」を推進し教育の質を高めていく必要がある。

学校経営における総務、財務、情報管理、渉外といった事務部門から教育活動を支え、子どもたちが安心して学習できる環境づくりや、学校が組織として機能する学校事務処理システムを構築するためには、組織的な学校事務の推進が重要である。

### 【第1章 学校事務の現状と課題】

- ・ 学校事務は、全ての教職員がその職責に応じて行うものである。
- ・ 学校事務職員に、教育行政職員としての専門性が求められている。
- ・ 平成25年度は、35市町村教育委員会のうち33の教育委員会でそれぞれの地域の実情の応じた共同実施の取組が行われている。
- ・ 総括主任は、市町村教育委員会の示す方針のもと近隣複数校への指導、助言、支援の役割を果たし、実質的な共同実施のリーダーとなっている。
- ・ 平成25年の学校事務職員の年齢別職員数を見ると、50歳以上の者が120名であり、大量退職時代が迫っており、今後、新規採用者の増加も見込まれる。
- ・ 平成18年度の「高知県の学校事務のあり方検討委員会」の報告書で提言された共同実施の取組が県内全域の取組となっていない状態である。
- ・ 市町村教育委員会連合会から共同実施の推進についての施策提言が行われている。

### 【第2章 共同実施組織の確立】

学校経営は、「教務部門」と「事務部門」から成り立っており、両者が密接に関わり連動することにより、より良い教育活動が行われる。

教育活動を支える事務部門をより一層強化するため、共同実施の取組が、事務の効率化に学校経営への参画という目的を加えていく必要がある。

教育活動と学校事務の連動、教員の事務負担軽減につながる学校事務システムの構築が必要となる。

#### 1 共同実施の推進の必要性

- ・ 学校経営の充実や学校事務職員の1校1名体制での課題解決のためには、共同実施の推進が必要である。

#### 2 学校事務職員の学校経営への参画

- ・ 学校長が組織的に学校経営を行っていくためには、学校事務職員の専門性を学校経営に生かしていくことが必要である。

#### 3 今後の共同実施のあり方

- ・ 今後の共同実施は、学校経営支援を目標とし、教職員の事務負担軽減や、学校事務職員の質の向上のための組織体制づくりが必要である。
- ・ 学校事務に関する企画・調整を一元的に行う組織が必要であり、グループ化による共同実施では、責任の所在が明確化しにくいいため、支援室の設置が必要である。

#### 【今後の共同実施の望ましい形態】

共同実施が継続して安定的に行われるためには一貫した取組が必要であり、責任の所在が明確となる支援室の設置が望まれる。

しかし、高知県の現状を考えると、すべての市町村に支援室の設置が可能ではないため、少なくとも地域の学校をグループ化し、相互に支援できる体制を整えることが必要である。

また、学校が2校しかない町村もあるため、共同実施がその目的を達成するためには市町村の枠を越えた取組を市町村教育委員会が連携し行っていく必要がある。

### 【第3章 共同実施組織のリーダーとなる事務職員の職務と責任の整理】

共同実施が継続して安定的に行われるためには、事務処理や研修をはじめ、学校事務に関する企画・調整を一元的に行うことができる組織体制が必要であり、適正な組織運営のためには、一定の職務上の権限を有し、共同実施組織を統括する職が必要であると考えられる。

#### 1 総括主任の役割

- ・ 総括主任は、学校事務職員としてのキャリアの差、学校規模に関わらず一定の学校事務を実施するため地域全体を視野に入れた役割が必要である。  
また、市町村教育委員会、校長会、教頭会等の連携の中心的役割を担っているため、企画調整能力が求められている。

#### 2 共同実施を総括する職の必要性

- ・ 県立学校では、学校運営の中で、校長、教頭、事務長の役割が明確化されており、事務長の事務室経営のもと組織的に学校事務が行われている。
- ・ 支援室で諸手当の認定等を一元的に行うのであれば、一定の決裁権が必要であり、職責に見合うポストが必要である。
- ・ 学校事務職員にも新たな職を設置して組織力を強化していくことが必要であり、事務長となれば、専決権等の整理が必要となる。

#### 【事務長（仮称）の配置】

学校事務に関する企画・調整、事務処理等を一元的に行う共同実施組織の機能をより強化するためには、事務処理上の決裁権や組織職員への指揮・監督権等を有したリーダーとなる職員の配置が必要となる。

しかし、現在の総括主任の役割では職責を超えることになり、県立学校の事務長と同程度の権限を有した職の設置が望まれる。

仮に事務長の配置となれば、実施体制が現に組織化している支援室に事務長を配置することが望ましいと考えられ、限られた地域となるが、配置の第一段階としてスタートするべきと考える。

### 【第4章 指導育成体制の確立】

今後 10 年間の大量退職と、それに伴う新規採用者の増加が見込まれるため、任命権者である高知県教育委員会（高知県教育センター）と市町村教育委員会がそれぞれの役割を果たし、人材育成を行う体制の構築が急務である。

#### 1 学校事務職員の資質・職業能力の向上

- ・ 「任命権者」、「市町村教育委員会」、「共同実施組織」、「事務職員研究会」のそれぞれ役割を果たせるよう研修の充実により一層取り組んでいく必要がある。
- ・ 学校事務職員の実務の習得には OJT の充実が不可欠であり、その役割を共同実施で担っていく必要がある。

#### 【支援の充実】

任命権者である県教育委員会と服務監督権者である市町村教育委員会がそれぞれの役割を果たし、学校事務職員の職業能力の育成や課題解決を目的とした研修をはじめ、支援をより一層充実させる必要がある。

また、事務長・総括主任に対し、より高度な専門性や指導力の向上を図るための研修の実施やサポート体制の充実が必要となる。

市町村教育委員会は、共同実施の取組と併せ、共同実施組織が行う研修の実施をサポートしていく必要がある。